

承諾書

- 当事務所でサポート出来るのは、内容証明や示談書などの、その都度必要となる文書の作成となります。
相手方に対する直接の電話ないし面談による請求や示談の交渉、その他、紛争への介入、法的な評価判断、等は行うことが出来ません。
- 着手金と実費の入金、および、相談シートと契約書・承諾書が揃い次第、1通目の原案作成作業に入ります。
契約書2部のうち、1部はご自宅へ郵送にて返送しますので、自宅への郵送を希望しない場合には、1部のみご郵送下さい。
通常、翌日ないし翌営業日には1通目の原案を作成し、送信しております。
修正希望は、何度でも、遠慮なく申しつけて下さい。
作成する文書はすべて、文面内容にご納得を頂いてからの発送と致します。
- 請求する相手の住所が不明な場合で、旧住所がお分かりの場合は、職権で住民票を取得して現住所を調査致します（別途、事務手数料要）。
- 請求する相手の住所・氏名が不明な場合、電話番号等の情報から住所・氏名を調査してくれる探偵事務所を紹介することが可能です。
- 業務の性質上、原案作成後のキャンセルの場合には、着手金の返還は出来ませんので、ご了承下さい。
- 行政書士の代理権限は、あくまで文書作成のみであり、弁護士とは違い、回答の受領権限が有しておりませんので、相手方に対して、当事務所へ回答を送付するように要求することは出来ません。
もしも、相手方へ自宅住所を知らせたくない場合や、自宅へ返信されることを避けたい場合には、別途、ご都合の良い郵便局を指定していただき、相手方へ郵便局留めで返信するように求め、直接、郵便局の窓口へ受け取りに行ってください、とお願いいたします。
- 原則として、相すべて書面でのやり取りによって進めますので、相手方からの回答書面など、文書が届いた場合には、速やかにメールないしFAX等で送信して下さい。
当事務所に文書が届いた場合には、速やかに報告させていただきます。
メールや面談、面会その他、直接の当事者間でのやり取りの必要がある場合には、事前にご連絡をお願いいたします。
- 相手方からの回答がない場合や、相手方が請求に応じない旨の回答をしてきた場合には、業務終了となり、当然に、何等の追加費用は発生しません。
但し、郵便代実費の不足が生じている場合のみ、別途にご負担して頂きます。
- 第1通目の内容証明発送から業務完了までの目安ですが、早ければ1ヶ月以内で、長くても3ヶ月以内に完結となります。

そのため、3ヶ月以内に解決とならない場合、特別な事情がなければ、業務終了とさせていただきますので、ご了承下さい。

- ご依頼をいただいた後、1ヶ月以上何等の連絡も取れない状態が続きますと、業務打ち切りとさせていただきますので、ご注意下さい。
- 成果報酬の算定においては、実費・治療費・物損・貸金その他、名目の如何を問わず、本サポート業務に関して回収ないし示談成立した金額に基づいて計算させていただきますので、ご了承下さい。
- 相手方から具体的な弁済金額の提示がある場合で、正当な理由なく示談を拒否されると、請求の放棄・免除とみなして、成果報酬を頂く場合がありますので、必ず事前にご相談下さい。
相手からの提示金額が不当で示談に応じられないという場合には、希望に応じて、弊所（合同事務所）の、または協力先の弁護士を紹介致します。
ご自身で他の弁護士に依頼される場合のみ、お手数ですが、業務終了報酬30,000円+税をお支払い頂きます。
- 業務途中で訴訟へ移行した場合、および相手方が事実を争う等、示談合意に至らない場合、その他、紛争に至る蓋然性が高くなった場合には、業務終了とさせていただきますので、ご了承下さい。
- 分割弁済での示談合意となった場合には、成功報酬の支払いも分割で結構です。
なお、長期分割弁済での示談の場合、双方の承諾が頂ければ、希望に応じて公正証書作成手続きの代理を承ることが可能です。
- もしも示談成立前に相手からの支払い（送金）があった場合には、その時点で途中清算をお願い致します。
- 消費税や郵便料金などの改正などが生じた場合には、施行日以降、改正後の料金が適用となります。
- その他、業務委任後、終了まで、ご質問やご相談を承りますので、何なりと御座いましたら、申しつけて下さい。

以上の記載内容をすべて読み、同意・承諾しましたので、以下のとおり署名捺印致します。

令和 年 月 日

住所

氏名

印